

## 平成30年度版・地域福祉計画推進事業要覧について

本要覧は、「第3次船橋市地域福祉計画」で掲げている156の公助項目を具現化するための328の個別事業（再掲・新規事業含む）について、平成29年度の実績と自己評価、平成30年度の事業予定を、全課（室）を対象とした調査により明らかにしたもので、地域福祉計画の「公助」に関する実施計画に相当する内容となっています。

### 本要覧の見方

大項目：

中項目： （評価の視点・・・） （P） （）	小項目：	① 事業名	課(室)名
		① (事業概要)	
		② H28 実績	(決算額: - 円)
		② H29 実績	(決算額: - 円)
		③ 事業の評価 ( )	
		④ H30 予定	(予算額: - 円)
	⑤ H31以降の当該事業の方向性		
	⑥ コメント		

※ 大項目は「第3次船橋市地域福祉計画」計画書各論部の大見出しを、中項目は計画書各論部の小見出しを、小項目は計画書各論部の「公助項目」を指しており、中項目には「第3次船橋市地域福祉計画」計画書のページ数を付しています。

#### ① 事業名、事業概要

事業名と事業概要を掲載しています。また、事業名の後ろに（再掲）と付してある事業は、一つの事業が二つ以上の公助項目にあてはまるもので、他に掲載しているページを載せています。事業の評価については、それぞれの中項目の評価の視点による評価を掲載しています。

## ② H28・H29実績

平成28・29年度に行った事業内容をなるべく客観的な実績（データ）に基づいて掲載しています。

※新規事業については掲載していません。

## ③ 事業の評価

平成29年度事業実績について、所管課に評価（自己評価）をお願いしています。各事業は所管課としての事業目的があるわけですが、評価にあたっては、あくまで地域福祉計画を推進する視点から評価をしてもらうため、事務局で評価の視点を設定し、下記の基準で事業の所管課が評価をしています。下には評価の理由が記載されています。

※新規事業については掲載していません。

### =評価基準=

完了：中項目を達成したため、事業を完了した。

A：中項目を順調に達成している、あるいは達成しつつあるため、このまま事業を継続する。

B：中項目を達成するためには、当該事業の改善・工夫が必要である。

C：中項目を達成するためには、当該事業の根本的な見直しが必要である。

—：評価なし（新規事業・その他）

廃止：制度の変更、見直し等により廃止した。

### =平成29年度実施事業 評価の内訳=

上段は事業数、下段は割合

	A	B	C	評価なし・新規・ 廃止・完了	計
第4章事業数 (公助項目 40)	119 (86.2)	14 (10.1)	0 (0.0)	5 (3.6)	138 (42.1)
第5章事業数 (公助項目 46)	62 (80.5)	11 (14.3)	0 (0.0)	4 (5.2)	77 (23.5)
第6章事業数 (公助項目 70)	97 (85.8)	15 (13.3)	0 (0.0)	1 (0.9)	113 (34.4)
事業数計 (公助項目 156)	278 (84.8)	40 (12.2)	0 (0.0)	10 (3.0)	328 (100)

平成17年度当初に計画の推進を図るため、庁内各課が実施した事業は269事業でした。事業の完了、廃止、計画の見直しなどにより、今年度は328事業が評価の対象となっています。

「中項目を順調に達成している、あるいは達成しつつあるため、このまま事業を継続する」という「A」評価は、全体の84.8%となる278事業となっています。

「B」評価と「C」評価を合わせた事業数は40事業（12.2%）となりました。事業の修正・工夫や根本的な見直しが必要であると評価されており、具体的な見直し点等につきましては、「H30予定」の欄に記載しています。

#### ④ H30予定

平成30年度に予定している具体的な事項、もしくは今後の方針について掲載しています。

#### ⑤ H31以降の当該事業の方向性

- ・同様の取組みを進める
- ・ニーズや重要性の高まりから拡大・重点化の方向
- ・ニーズや重要性の低下等から縮小化又は廃止の方向
- ・法律改正、制度変更等の予定によるため、方向性は未定  
最も近い項目を選択してもらいました。

#### ⑥ コメント

各課より寄せられたものです。

#### 新規事業

- 健康ポイント事業           健康政策課  
P119
- 家計相談支援事業           地域福祉課  
P196



平成29年度船橋市地域福祉計画推進のための提言と  
提言に対する回答

平成30年8月  
船橋市地域福祉計画推進委員会

## 平成29年度船橋市地域福祉計画推進のための提言

### ■公助・共助の共通事項について

- 1 地区社会福祉協議会への依頼事項の整理及び早期依頼の徹底

### ■公助について

#### <個別事業に対する提言>

- 1 地区社協事務局員研修に対する支援・・・・・・・・・・地域福祉課
- 2 シルバーリハビリ体操推進事業・・・・・・・・・・保健所健康づくり課
- 3 食生活改善推進事業・・・・・・・・・・保健所地域保健課
- 4 防災体制の強化・・・・・・・・・・危機管理課

### ■共助について

- 1 ボランティアの確保・充実
- 2 地域包括ケアシステムの構築（生活支援コーディネーター）

## ■はじめに

第3次船橋市地域福祉計画も策定から3年が経過し、折り返しの時期となりました。この間、社会福祉法の改正、地域包括ケアシステムの推進等の施策が政府、厚生労働省が中心となり取り組まれるなど、地域福祉の推進を基礎とした考え方が定着してまいりました。さらに、「ニッポン一億総活躍プラン」の流れから、「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた指針も提示されたところでもあります。

これらの施策の実施、運営に加えて成果をあげるという観点から考えると、本計画のメインテーマ「コミュニケーション<sup>シティ</sup>船橋の創出」が、より必須の目標となってきたと感じます。

今回の提言は、「コミュニケーション<sup>シティ</sup>船橋」を構成する市民組織の代表者、公募委員の皆様の声をもとめたものです。真の意味で地域共生社会を実現するうえでも、船橋市で共に生きる市民の声が生かされることを期待するものです。

## ■公助・共助の共通事項について

### 1 地区社会福祉協議会への依頼事項の整理及び早期依頼の徹底 事務局（地域福祉課）

地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という）では、例年、年間計画を立て、ミニデイサービスやサロンをはじめとした様々な事業を実施しています。近年、高齢化等により、事業の担い手であるボランティアが減少し、地区社協の事業を実施するだけで手一杯な状況です。

そのような中、地元の小・中学校や団体等からの行事等の出席・動員依頼が多いように感じます。また、急な依頼が多いため、人員の確保や地区社協の事業との両立に苦慮することがあります。

学校や団体等において、出席・動員依頼はできる限り整理していただき、また、できるだけ早めに提示する等の配慮をしていただくことを切に要望します。

#### 【回答】

地区社協への行事等の出席・動員依頼については、市役所の全ての部署及び市立小・中学校に対し、配慮するよう当該提言内容を周知いたします。



## ■公助について

### <個別事業に対する提言>

#### 1 地区社協事務局員研修に対する支援 地域福祉課

これからの地域共生社会を目指す上で、地区社協の事務局員は重要な役割を担うことになると思います。その事務局員が必要な知識を身につけた上で活動するためには、研修等のサポートを充実させる必要があります。

研修は主に「いま必要なもの」「これから必要になるもの」を行うことがポイントであると考えます。その中でも、特に、研修で学んだことを地域の状況に合わせて実践し、体制を強化していくという点から「いま必要なもの」に重点を置く必要があると思います。

研修を受ける体制・日程・開催の方法等を考慮した上で、地域を支える地区社協事務局員のスキルアップにつながる研修を実施されることを望みます。

#### 【回答】

地区社協の事務局員研修については、毎年、市内全域及び行政ブロック毎（全5ブロック）に、主に市社協が開催しております。市としましては、生活支援コーディネーターの配置や地域共生社会の実現に向け、地区社協が担う役割はますます重要になってくると考え、充実した研修となるよう、研修の経費に補助金を交付して支援をしております。

今後も地区社協が担うべき役割を念頭において、事務局員に必要な知識や能力の向上が図れるよう、地域福祉課に配置した地域福祉支援員が市社協と一体となって研修内容や開催方法等を検討・協議してまいります。

シルバーリハビリ体操指導士の養成に尽力されていることに敬意を表します。

養成講習会を修了された指導士の多くは、町会・自治会や地区社協等の地域団体と連携を図り、ご協力を得て会場を無料でご提供いただき、養成講習会で得たスキルを地域で発揮し活動されています。

しかし、中には、地域団体との連携の図り方が分からない等の理由により、せっかく指導士になっても活動できずにいる方もいます。

介護予防を目的に、市民が相互に支え合う活動として、シルバーリハビリ体操を市民に浸透させていくためには、指導士がいかにして地域団体と連携を図り、体操を広めていくかが重要なポイントのひとつです。指導士が自立して地域で活動できるよう、担うべき役割（会場の手配や参加者の募集、地域団体との連携の仕方等）をしっかりと伝えることも、市として行うべき養成の一環であると考えます。

また、市として、指導士が地域で活動しやすくなるようなサポート（地域団体等へ会場提供の協力依頼をする等）をしていただくことを望みます。

#### 【回答】

現在、初級指導士養成講習会では、体操指導士が地域で担う役割や活動方法の講義の他に、実際に地域で活動している体操指導士による活動の進め方等の講話を行っております。

また、体操指導士の支援といたしまして、体操教室の立ち上げについての相談も適宜受け付けており、町会・自治会の活動を経験している先輩体操指導士を紹介したり、自治会館で行う場合には、町会・自治会長への事業説明について体操指導士から要請があれば、職員と一緒に出向き、説明及び協力依頼を行っております。

さらに、平成30年4月から26公民館で毎月行う体操教室での体操指導士の研修の中でも、職員と先輩体操指導士とともに協力しながら地域に根差した活動方法等について、地域の方々の声を聞きながら活動支援体制を確立してまいります。

今後さらに、体操指導士の養成を進めていくなかで、9月から地域の特性に応じた体操教室の立ち上げ等の身近な相談及び支援を行う上級体操指導士の養成を行い、体操指導士が地域で活動し易い環境を推進してまいります。

市が食生活改善推進員（食生活サポーター）を中心に、食生活改善の啓発活動に取り組んでいることは評価したいと思います。しかし、市民にはその活動の実態があまり見えてきません。

ある市では、市内に「食生活改善の店」という看板が立っていたり、コンビニエンスストアで食生活改善のワンポイントアドバイスの案内がされている等、市をあげた取り組みとなっており、食生活改善の意識が市民に根付いているように感じます。また、食生活改善推進員は「食改さん」と呼ばれるほど市民に浸透しています。

「健康寿命日本一」を目指す本市において、食生活改善の意識を市民に根付かせることは非常に大切なことです。他市の取り組みを参考として、市民が食生活改善の重要性を認識できるよう、食生活改善推進員（食生活サポーター）の活動を含め、食生活改善推進事業を市民に広く浸透させることが重要であると考えます。

#### 【回答】

食生活サポーター（食生活改善推進員）は、「うす味習慣の定着化」「生活習慣病予防のための普及啓発」「地域活動の充実」を活動目標とし、広く市内で食生活改善活動を行っております。各種イベントや公民館等でみそ汁試飲体験やみそ汁の塩分濃度測定を通じた減塩の啓発、野菜計量体験を通じた野菜摂取量の増加、生活習慣病予防のための適正体重の維持などの啓発を行っており、市のホームページでも紹介しています。

また、食育基本法に基づき国において策定された「第3次食育推進基本計画」では、これから親になる世代への食育の推進が必要とされており、本市では、食生活サポーターが子育て世代を対象に「減塩」「野菜摂取」「朝食をしっかりと食べよう」をテーマにした親子クッキング等の調理講習会を実施しています。

これまで以上に地域に根ざした活動を充実させ、広く市民に食生活改善について認知していただけるよう、リーフレットやホームページを利用した情報の発信及び、食生活サポーターと協働し、市民の生活習慣病予防、健康の保持増進に努めてまいります。

真の地域防災とは、行政と地域・市民が連携し、一体となって取り組むことであると考えます。年1回総合防災訓練が実施されていますが、それだけではなく、平常時から行政と地域が連絡を密に取り合い連携して対応する体制を構築し、備えておくことが重要ではないでしょうか。

例えば、避難情報（避難準備・高齢者等避難開始など）が出された場合に、避難場所の市職員だけが対応するのではなく、その地域の諸団体（地区連絡協議会・民生児童委員協議会・地区社協等）にも連絡し、状況により連携した対応ができる体制の構築を検討しておくことが重要であると考えます。

行政だけが対応するのではなく、地域と連携した体制づくりこそ真の危機管理ではないでしょうか。

#### 【回答】

避難情報（避難準備・高齢者等避難開始など）が発令された災害時の情報提供について、各団体の代表者等に個別に連絡することが困難であると考えますので、「ふなばし災害情報メール」で登録者の方へ各種気象警報や避難所開設等を発信するほか、避難が必要な場合には、防災行政無線や広報車等で情報提供をして参ります。

地域と連携した体制づくりについては、住民が主体となって避難所の開設・運営ができるよう、行政と地域等が協働で総合防災訓練を実施し、その中で避難所開設・運営訓練、簡易トイレや発電機等の資機材取扱い訓練等を行っております。併せて、地域の防災リーダーとなる人材育成として、防災士資格取得や災害救援ボランティアリーダー養成講座に係る費用助成や資格取得者へのフォローアップ研修も実施しております。

引き続き、地域への出前講座等で地域防災力の強化に向けた災害時の取り組みについて理解を深めるとともに、地域と連携した各種訓練を実施して参ります。また、新たな取り組みとして、希望する地区連絡協議会に対して、危機管理課職員が避難所運営の中心となる避難所運営委員会の設立等について説明する機会を設ける等、地域との連携した防災体制づくりに努めて参ります。

## ■ 共助について

### 1 ボランティアの確保・充実

社会福祉協議会

地区社協やたすけあいの会等の事業の担い手となるボランティアの不足・減少については、急速な高齢化の進展に伴い、今や市内全地区共通の課題となっており、早急にボランティア確保への施策を講じる必要があります。

例えば、ボランティアは本来無償で行うものですが、ボランティア活動を行った方に僅かな特典を与え、新規ボランティアの獲得につなげられるような、ボランティアの確保に資する施策の構築を具体的に検討していく時期ではないでしょうか。

また、社会福祉協議会として、ボランティアの確保についての具体的な目標を掲げ、その目標に向けてボランティア発掘に努力されることを強く望みます。

#### 【回答】

新規ボランティアの確保については、市社協が策定しております「船橋市地域福祉活動計画」において、

- ①地区社協が実施している事業の中での元気な高齢者等への直接的な声かけ
  - ②市民大学校のカリキュラムの中でのボランティア活動への参加の呼びかけ
  - ③地域福祉まつり等の行事への児童・生徒の参加促進
- などの実施目標を掲げています。

①では、日頃よりふれあい・いきいきサロン事業等の参加者にボランティアへの参加について声掛けをしております。また、②では、市民大学校のカリキュラムに市社協職員が伺い、例年ボランティア活動の説明等をしてしております。③では、各地域内の小中学校等に声掛けをし、ボランティアとして参加していただいております。また更に、福祉読本を作成し小学生高学年を中心とした福祉教育で活用するなど、ボランティア意識の醸成にも努めているところです。

しかしながら、それでもボランティア数が伸び悩んでいる状況ですので、今後更に、地区社協が実施しているボランティア育成事業や夏のボランティア体験等について効果を検証した上で、有償・無償に関わらず、ボランティアの確保に資する施策を具体的な目標も含めて検討してまいります。

## 2 地域包括ケアシステムの構築（生活支援コーディネーター） 社会福祉協議会

地域包括ケアシステムの構築にあたり、市では、生活支援体制の整備を行う「生活支援コーディネーター」の配置を進めており、平成30年度中には市内全24地区への配置が完了する予定です。今後は、各地区において、生活支援コーディネーターをどのように生かしていくかが課題であると考えます。

まず、生活支援コーディネーターには、生活支援体制の整備に係る知識はもちろんのこと、町会・自治会、民生児童委員、地域で活動している福祉関連団体等との連携を密に取れる能力が必要です。研修を充実させる等、生活支援コーディネーターのスキルアップに努めていただくことを望みます。

また、生活支援コーディネーターが個人で生活支援体制の整備を全て担うのは不可能です。地区社協をはじめとする地域の団体が、生活支援コーディネーターを中心に、組織（地区）として、生活支援体制整備の方向性を打ち出し、進めていくことが重要であると考えます。生活支援コーディネーターを孤立させることなく、組織として支える体制づくりに努力されることを強く期待します。

### 【回答】

生活支援体制整備を推進していくためには、提言いただいたとおり、生活支援コーディネーター一人ひとりのスキルの向上が必要であると考えますので、平成30年度からは、月1回開催している生活支援コーディネーター連絡調整会議の場で、市の出前講座を活用し、地域包括ケアシステムや介護保険等の市の施策に関する知識を深めるほか、地域との顔の見える関係を構築するためのコミュニケーションツールの一つとして地域資源を白地図に落とし込んだマップを作成・活用するための研修を実施する等、スキルの向上に努めてまいります。

また、生活支援コーディネーターをバックアップする体制として、地区における協議体の設置が重要となってまいります。協議体を新たに立ち上げた2地区の動向を見つつ協議体のあり方を検討・協議し、生活支援コーディネーターや地区社協と情報を共有すること等で、生活支援コーディネーターが組織として活動しやすい環境づくりを支援してまいります。

## 第3次船橋市地域福祉計画のあらたな取り組みについて

(計画書48～57ページ)

### その1 生活困窮者自立支援制度

平成27年度より施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮者自立支援制度の相談窓口を、船橋市では「保健と福祉の総合相談窓口」さーくるにて実施しております。さーくるの委託期間が平成29年度までだったことから、平成29年度にプロポーザル方式による業者選定を行ったところ、以前と同じ事業者である、社会福祉法人生活クラブに決定いたしました。なお、契約期間は5年となっています。

また、今回のプロポーザルでは、「自立相談支援事業」と「住居確保給付金事業」、「就労準備支援事業」、「家計相談支援事業」の4事業を一体的に実施することを条件としており、より効果的な支援ができる体制を整えました。加えて就労準備支援事業においても公園協会などに働きかけ、アンデルセン公園や三番瀬海浜公園など、就労体験先の拡充を図りました。

さらに、厚生労働省から無料職業紹介の許可を得ることを仕様書に盛り込むことで、さらなる就労支援の充実に努めているところです。

学習支援事業につきましては、平成27年度は、ひとり親世帯等に対しては児童家庭課で、生活困窮世帯及び生活保護世帯に対しては地域福祉課で実施していましたが、業務効率を図るために、平成28年度より全ての世帯を対象に地域福祉課にて実施しており、会場も2か所から4か所・6教室に拡大しています。

また、平成30年度から学習支援事業に参加して、高校等へ進学した生徒を対象に、進学後の近況確認や相談を実施しています。

#### 船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」さーくる(circle)

※平成30年4月より、市役所別館1階に移転しました

船橋市湊町2-8-11 船橋市役所別館1階

月～金曜日(開庁日のみ) 9:00～17:00

☎ 047-495-7111

Fax 047-435-7100

E-mail [circle@kazenomura.jp](mailto:circle@kazenomura.jp)

## その2

### 地域包括ケアシステムの構築（生活支援コーディネーターの配置）

船橋市では、高齢者の方が医療や介護が必要な状態になっても、適切なサービスを利用することによって、住み慣れた地域で、尊厳を保ちながら自立した生活を継続できるよう、介護・医療・予防・住まい・生活支援が切れ目なく提供される地域を基盤とするケアの統合に取り組む「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいます。

第3次船橋市地域福祉計画では、生活支援（たすけあい活動の充実）の部分から「地域包括ケアシステム」の構築に携わり、地域において生活支援等サービスを提供する団体を支援するなど、地域住民同士がお互いに助け合い、支え合っていく仕組みづくりを進めています。

具体的には、地域における助け合い活動やボランティア活動などの経験、地区社協などでの活動経験がある者を「生活支援コーディネーター」として、平成30年度を目途に全ての地区社協に配置していくこととしており、平成29年度末までに21の地区社協に配置が完了したところです。「生活支援コーディネーター」は地域の単身高齢者や高齢者世帯などから生活支援などの相談を受けてそれを把握し、地域福祉サービスや助け合い活動などで支援ができないかどうかを検討します。もし、必要があれば、助け合い活動団体（ボランティア団体、民間事業者等）の立ち上げについても支援します。

これまでは「生活支援コーディネーター」を配置していくことに重点を置いて進めてきましたが、今後は配置した「生活支援コーディネーター」の支援が重要となってきます。しっかりと支援していくために、市の関連部署が中心となって構成される第一層の協議体を設置できるよう、取り組んでいきます。



### その3 ボランティア充実のための検討

ボランティア活動の充実については、第2次船橋市地域福祉計画においても「公助」の役割として、ボランティア活動への市民参加の啓発を行ってきました。

本市特有の事業として、具体的には、平成18年度より「共助・互助」の活性化を図るために、地域における福祉活動を側面から支援する「地域福祉支援員」を地域福祉課に配置しています。

また、船橋市福祉基金の運用益等を活用し、在宅福祉等の普及及び向上を図る事業、健康及び生きがいつくりの推進を図る事業、ボランティア活動を活性化する事業など、地域福祉を推進する事業に対し「地域福祉活動助成金」を助成することにより、財政的な支援についても行っています。

さらに、今後「地域包括ケアシステム」の構築に伴い、生活支援の担い手となるボランティア（たすけあいの会等）を増やすことが喫緊の課題であることから、生活支援の担い手となるボランティアの新規登録者の発掘を目的として、ボランティア活動を実施した人にポイントを付与する「(仮称) たすけあい活動ポイント」について、地域包括ケアシステム推進本部生活支援部会ボランティア作業部会で関係部署と協議し、また地域（地区社会福祉協議会等）で活動されている方のご意見を伺いながら研究しております。

また、各地区コミュニティに配置された生活支援コーディネーターの働きかけにより、平成28年度末に市内で36団体あったたすけあいの会が、平成29年度には44団体まで増えており、地域における生活支援の充実につながっております。

今後、市内全24地区コミュニティに生活支援コーディネーターが配置されることから、こうしたボランティア活動のニーズや課題を捉え、地域においてボランティア団体が活動しやすい環境整備やネットワークづくりに努めます。

